

## 鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）要綱

### 1 改正する目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、保有個人情報を訂正等した場合の通知先に関し、所要の整理を行うためである。

### 2 改正する内容

番号法の引用条項等を改めること。（第28条の2関係）

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

鳥取県東部広域行政管理組合個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第28条の2 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正等に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>